

番号	報告第18号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について		
説明	<p>令和2年10月1日を期日として実施される令和2年国勢調査の指導員に選任された職員においては、報酬を得てその職務に従事することとなり、地方公務員法第38条第1項の規定に基づく任命権者の許可が必要となるため、対象の職員に対して同職務に従事する許可を教育長専決にて行ったものです。</p> <p>なお、国勢調査指導員は、総務大臣が任命する非常勤国家公務員となります。</p> <p>地方公務員法（抜粋） （営利企業への従事等の制限）</p> <p>第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松総第211-2号
令和2年7月20日

教育委員会 様

国勢調査松原市実施本部
本部長 川西 善文

「令和2年国勢調査」に係る従事許可について（依頼）

平素は、統計業務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日を期日として実施される「令和2年国勢調査」の指導員及び調査員に選任された市職員においては、報酬を得てその職務に従事することとなり、その場合、地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、任命権者の許可を受ける必要があるため、同職務に従事する許可をお願いいたします。また、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

記

1. 提出書類 令和2年国勢調査に係る従事許可についての起案（決裁済）の写し
2. 提出期限 令和2年8月28日（金）
3. 提出方法 電子メール (s-toukei@city.matsubara.lg.jp)

総務部総務情報課総務統計係
担当：林（内線：2492）

番号	議案第32号	担当	教育総務部 教育総務課																																					
議案名	財産取得について（学習用端末等一式等）																																							
説明	<p>（趣旨及び内容）</p> <p>教育現場における学習用端末等一式を今年度中に購入し、運用を開始するため、次期松原市議会に提案するものです。</p> <p>今回、財産取得予定の学習用端末等一式につきましては、児童生徒の学習機会を確保するため、学習用端末8,285台、充電式保管庫253台、モバイルルーター1,600台を、学習支援ソフトにつきましては、7,922台分を整備するものです。</p> <p>●学習用端末等一式・学習支援ソフト整備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">学級数</th> <th rowspan="2">児童生徒数</th> <th colspan="2">端末整備台数</th> <th rowspan="2">充電保管庫</th> <th rowspan="2">モバイルルーター</th> <th rowspan="2">学習支援ソフト</th> </tr> <tr> <th>児童生徒用</th> <th>指導用等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>176学級</td> <td>5,279人</td> <td>5,279台</td> <td>251台</td> <td>176台</td> <td></td> <td>5,279台</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>77学級</td> <td>2,643人</td> <td>2,643台</td> <td>112台</td> <td>77台</td> <td></td> <td>2,643台</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>253学級</td> <td>7,922人</td> <td>7,922台</td> <td>363台</td> <td>253台</td> <td>1,600台</td> <td>7,922台</td> </tr> </tbody> </table>							学級数	児童生徒数	端末整備台数		充電保管庫	モバイルルーター	学習支援ソフト	児童生徒用	指導用等	小学校	176学級	5,279人	5,279台	251台	176台		5,279台	中学校	77学級	2,643人	2,643台	112台	77台		2,643台	計	253学級	7,922人	7,922台	363台	253台	1,600台	7,922台
		学級数	児童生徒数	端末整備台数		充電保管庫				モバイルルーター	学習支援ソフト																													
児童生徒用				指導用等																																				
小学校	176学級	5,279人	5,279台	251台	176台		5,279台																																	
中学校	77学級	2,643人	2,643台	112台	77台		2,643台																																	
計	253学級	7,922人	7,922台	363台	253台	1,600台	7,922台																																	
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。																																							

【地方自治法】 抜粋

制定:昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号

最終改正:令和 2 年 6 月 24 日号外法律第 62 号

(議決事件)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 抜粋

昭和 39 年 3 月 31 日条例第 7 号

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 20,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。